

日本標準産業分類第14回改定に対する国・地方公共団体等からの意見に際する改定原案への反映

【経済産業省】

No	提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
17	総務省	E 製造業	102	項目名	102 酒類製造業について平成29年以降、「酒税法(昭和二十八年法律第六号)」等が改正されているため、ビール類などの説明表記や分類について、ご確認いただきたい。	-	第4回	経済産業省	以下の分類とし、酒税法に合わせ説明表記及び内容例示を追加・修正。 1021 果実酒製造業 1022 発泡性酒類製造業 1023 清酒製造業 1024 醸造酒類製造業(果実酒、清酒、発泡性酒類を除く。) 1025 蒸留酒類製造業 1026 混成酒類製造業	酒税法の改正等により、細分類の分割・統合・新設及び説明文を修正
19	総務省	E 製造業	2815	項目名、説明文	2815 液晶パネル・フラットパネル製造業 技術的な改廃があるため、定義文や例示について見直しを検討いただきたい。	現状に沿った記載とするため。(有機ELパネル、タッチパネルなど)	第4回	経済産業省	説明文、例示の「プラズマ」を「有機EL」に修正。 「タッチパネル」は該当する「2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業」に「タッチパネルセンサ製造業」として追加。	現状(プラズマの生産は行われていない等)を反映するため例示を追加・修正
23	総務省	E 製造業 I 卸売業、 小売業	3012 3032 ほか	項目名	スマートフォン、タブレット端末に関する記載を検討してはどうかでしょうか。	新しい製品で記載がないので、定義文や○例示で、分類を明確に示していただきたいため。	第4回	経済産業省	「3012携帯電話機・PHS電話機製造業」の項目名、説明文に「スマートフォン」を追加し、例示に「スマートフォン製造業」を追加。 「3032パーソナルコンピュータ製造業」の例示を「○パーソナルコンピュータ製造業(デスクトップ型、ノート型、タブレット型)」と下線部を追加。	現状の反映・明確化するため、項目名・説明文・例示を追加修正
24	総務省	E 製造業	1189	説明文	1189他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 ○例示に「革製帽子」の追加を検討いただきたい。	判断基準を明確化したい。	第4回	経済産業省	例示に「革製帽子製造業」を追加。	【明確化するため例示を追加】 「革製帽子」は「1189他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業」に該当することから、内容例示に追加。
27	総務省	E 製造業	(0317 0412 0929)	説明文	0317 採貝・採藻業 0412 貝類養殖業 0929 その他の水産食料品製造業 「貝のむき身製造業」例示の追加を検討いただきたい。	貝の殻をとったむき身は、殻をとり新たな製品となり「E 製造業」に該当するが、「B 漁業」と誤りやすいため例示として明記していただきたい。	第4回	経済産業省	例示に「貝のむき身製造業」を追加。	【明確化するため例示を追加】 一部の例外(漁家による一貫工程でかつ工場、作業所がなく、常用従業員がいない場合は漁業等)を除き、通常、貝のむき身製造は工場、作業所において従業員による製造活動を行っており、「その他の水産食料品製造業」に該当することから例示を追加。
28	総務省	E 製造業	1622	説明文	1622 無機顔料製造業 説明表記や例示の含鉛塗料について、見直ししてはどうかでしょうか。	国際化学物質管理会議(ICCM)において、「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)」が策定され、その課題の一つに「塗料中の鉛」が取り上げられていた。塗料中の鉛の使用については、全世界的に減らすことが目標とされ、製造、使用が縮小・終了してきていると考えられることから、現状確認及び記載について検討いただきたい。	第4回	経済産業省	黄鉛、鉛丹、黄鉛製造業の記載を削除。	現状(塗料中の鉛の使用は、全世界的に減らすことが目標とされており、日本での生産はほぼない)を反映するため説明文・例示を削除。
31	総務省	E 製造業	1692	説明文	1692 農薬製造業 説明文2行目にある「水銀系」の殺虫・殺菌剤を製造する事業所、○例示「ひ酸鉛・同製剤製造業」について削除を検討いただきたい。	禁止農薬と考えられるため。	第4回	経済産業省	水銀系の農薬、ひ酸鉛の説明文・例示を削除。 ニコチン製剤、ひ酸カルシウム(ひ酸石灰)の説明文・例示を削除。	現状(農薬取締法により販売・使用が禁止されている)を反映するため、水銀系の農薬、ひ酸鉛について説明文・例示を削除。 また、ニコチン製剤、ひ酸カルシウム(ひ酸石灰)についても失効しているため、説明文・例示を削除。
32	総務省	E 製造業	1999	説明文	1999 他に分類されないゴム製品製造業 ×例示「ウェットスーツ製造業(他から受け入れたゴム引布から製造するもの)[11]」と変更していただきたい。	「1991 ゴム引布・同製品製造業」の定義文「～同一の事業所でゴム引布から一貫して防水外衣、潜水服」との違いを明確化するため。	第4回	経済産業省	×例示として「ウェットスーツ製造業(他から受け入れたゴム引布から製造するもの)[1189]」を追加。 【検討チーム終了後に、経済産業省から以下の要望あり】 上述の考え方ではなく、現行のままとして。	【明確化するため例示を追加】 「ウェットスーツ製造業(他から受け入れたゴム引布から製造するもの)」は、「1189 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業」に該当し、「1999 他に分類されないゴム製品製造業」に該当しないことから、内容例示を追加。 【左記の対応案とする理由】 本案では○例示と×例示の両方に「ウェットスーツ製造業」が記載されることとなり、利用者の混乱を招く懸念があるため。 本案件は、日本標準産業分類第15回改定時に検討することとしたい。
33	総務省	E 製造業	1999	説明文	1999 他に分類されないゴム製品製造業 ×例示に「プラスチック字消し[3269]」の追加を検討いただきたい。	消しゴムは、いわゆる天然ゴムで出来ている「ゴム字消し」と、「プラスチック字消し」の2種類があり、後者が紛れてしまう可能性があるため。	第4回	経済産業省	×例示として、「プラスチック字消し製造業[1897]」を追加。	【明確化するため例示を追加】 「1999 他に分類されないゴム製品製造業」に該当しないことから、内容例示を追加。 なお、プラスチック字消しは、「3269その他の事務用品製造業」ではなく、「1897他に分類されないプラスチック製品製造業」に該当することから「プラスチック字消し製造業[1897]」としている。
35	総務省	E 製造業	2711	説明文	2711 複写機製造業 ○例示「複写機(コピー機)製造業」()書きの追加を検討していただきたい。 また「複合機製造業」の例示の追加を検討していただきたい。	「コピー機」の方が一般的に分かりやすいため。 また、複合機の例示も追加された。	第4回	経済産業省	例示を「○複写機(コピー機)製造業;複合機製造業」と下線部を追加・修正。	現状の反映及び明確化するため例示を追加・修正。

No	提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
37	総務省	E製造業	2899	説明文	「タッチパネル」、「カラーフィルタ」について、2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業と考えるが問題ないか。またその場合、○例示の追加を検討いただきたい。	現状の日標では不明瞭なため、例示の追加を検討いただきたい。	第4回	経済産業省	内容例示に「タッチパネルセンサ製造業;カラーフィルタ製造業」を追加。	【明確化するため例示を追加】 「タッチパネル」は「タッチパネルセンサ」であると解釈し、「タッチパネルセンサ」及び「カラーフィルタ」は「2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業」に該当することから例示を追加。
38	総務省	E製造業	2931	説明文	2931 ちゅう房機器製造業 ○例示「ジャーボット」を「電気ボット」への変更を検討されたい。	「ジャーボット」とあるが、「電気ボット」の方が一般的ではないか。JIS規格でも「電気ボット JISC9213」となっている。	第4回	経済産業省	説明文、例示の「ジャーボット」を「電気ボット」に修正。	現状を反映
39	総務省	E製造業	3011	説明文	3011 有線通信機械器具製造業 ○例示「テレックス製造業」の削除を検討いただきたい。	初期のデジタル通信方式で、今はファクシミリや電子メールが普及して、テレックス網はすでに終了しているため。	第4回	経済産業省	例示の「テレックス製造業」を削除。	現状(テレックス網は終了している)を反映するため例示を削除
40	総務省	E製造業	3297	説明文	3297 眼鏡製造業(枠を含む) ×例示に「眼鏡用ガラス製造業 [2119]」の追加を検討いただきたい。	3297 眼鏡レンズ製造業と紛らわしいため。	第4回	経済産業省	×例示に「眼鏡用ガラス製造業 [2119]」を追加。	【明確化するため例示を追加】 「眼鏡用ガラス製造業」は、「2119その他のガラス・同製品製造業」に該当し、「3297眼鏡製造業(枠を含む)」には該当しないことから×例示として追加。
139	経済産業省	E製造業	2252 2431	説明文	可鍛鉄製造業の例示に「○可鍛鉄製鉄管継手(フランジ形を含む)」を追記。併せて、2431に「×可鍛鉄製鉄管継手(フランジ形を含む)」を追記。	「継手」の文章だけを見て、可鍛鉄製鉄管継手にも関わらず、2431配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)と勘違いしている事業者がいるため明文化したい。	第4回	経済産業省	「2252可鍛鉄製造業」の例示に「可鍛鉄製鉄管継手(フランジ形を含む)」を追加し、「2431配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)」の×例示に「可鍛鉄製鉄管継手(フランジ形を含む)」を追加。	【明確化するため例示を追加】 「可鍛鉄製鉄管継手(フランジ形を含む)」は、「2252可鍛鉄製造業」に該当し「2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)」に該当しないことから例示として追加。
140	経済産業省	E製造業	2351	説明文	銅・同合金鋳物製造業(ダイカストを除く)に「ただし、精錬等により再生した材料(インゴット)は本文類に含まれない」を追記。	インゴットの精製は、232非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)であるにも関わらず、鋳物であると勘違いをしている事業者がいるため、インゴットは鋳物ではない旨を明文化したい。	第4回	経済産業省	説明文に「ただし、精錬等により再生した材料(インゴット)は本文類に含まれない」を追記。	【明確化するため説明文を追記】 精錬等により再生した材料(インゴット)は、「2351 銅・同合金鋳物製造業(ダイカストを除く)」に該当しないことから説明文を追記。
141	経済産業省	E製造業	2352	説明文	非鉄金属鋳物製造業(銅・同合金鋳物及びダイカストを除く)に「ただし、精錬等により再生した材料(インゴット)は本文類に含まれない」を追記。	同上	第4回	経済産業省	説明文に「ただし、精錬等により再生した材料(インゴット)は本文類に含まれない」を追記。	【明確化するため説明文を追記】 精錬等により再生した材料(インゴット)は、「2352 非鉄金属鋳物製造業(銅・同合金鋳物及びダイカストを除く)」に該当しないことから説明文を追記。
142	経済産業省	E製造業	2353	説明文	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業の説明文(1パラ)を「ダイカストマシンを用いて溶融したアルミニウム又は同合金を精密な金型に圧入し、ダイカスト製品を製造する事業所をいう。」に修正。	ダイカストは製造行為であって、ダイカストが製造される訳ではない。そのため、より内容が分かるように説明を追記したい。	第4回	経済産業省	説明文を「主として溶融したアルミニウム又は同合金を、ダイカストマシンに取り付けられた金型に圧入し、ダイカスト製品を製造する事業所をいう。」と下線部を修正。	【明確化するため説明文を追記】 「2354 非鉄金属ダイカスト製造業(アルミニウム・同合金ダイカストを除く)」の要望内容及び要望部署と確認・調整した結果「溶融したアルミニウム又は同合金を、ダイカストマシンに取り付けられた金型に圧入し、ダイカスト製品を製造する事業所をいう。」とする。
143	経済産業省	E製造業	2354	説明文	非鉄金属ダイカスト製造業(アルミニウム・同合金ダイカストを除く)の説明文(1パラ)を「溶融した亜鉛、銅、マグネシウムなどの非鉄金属を、ダイカストマシンに取り付けられた精密な金型に圧入し、ダイカスト製品を製造する事業所をいう。」に修正。	同上	第4回	経済産業省	説明文を「主として溶融した亜鉛、銅、マグネシウムなどの非鉄金属を、ダイカストマシンに取り付けられた金型に圧入し、ダイカスト製品を製造する事業所をいう。」と下線部を修正する。	【明確化するため説明文を追記】 「2353 アルミニウム・同合金ダイカスト製造業」の要望内容及び要望部署との確認・調整した結果「溶融した亜鉛、銅、マグネシウムなどの非鉄金属を、ダイカストマシンに取り付けられた金型に圧入し、ダイカスト製品を製造する事業所をいう。」とする。
144	経済産業省	E製造業	2431 2446	説明文	配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)の例示に「×ダクト製造業」を追記。併せて、2446製缶板金業に「○ダクト製造業」を追記。	「ダクト」は2446製缶板金業とされており、ダクトの形状から2431に含まれると勘違いする事業者がいるため明文化したい。	第4回	経済産業省	「2446製缶板金業」に「ダクト製造業」の例示を追加し、「2431配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)」の×例示に「ダクト製造業」を追加。	【明確化するため例示を追加】 「ダクト製造」は「2446製缶板金業」に該当し、「2431配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)」には該当しないことから例示を追加。
145	経済産業省	E製造業	2451	説明文	アルミニウム・同合金プレス製品製造業の説明文を「主としてアルミニウム、アルミニウム合金の打抜きによって、瓶の口金、調理用器具(フライパン、なべ、お玉等)・家庭用器具・医療用器具の製造、打抜き又はプレス加工された自動車車体の部分品あるいは機械の部分品などを製造する事業所をいう。主として他から支給されてアルミニウム・同合金の打抜き及びプレス作業を行う事業所も本分類に含まれる。ただし、建設用及び建築用の金属製品は本分類に含まれない。」に修正。例示に「×2442 建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)」・「×2445 建築用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く)」を追記。	「調理用・家庭用・医療用器具の製造」は、それぞれの器具の製造を指していると推察するが、正確な内容にするために、「調理用器具(フライパン、なべ、お玉等)・家庭用器具・医療用器具」と明文化したい。また、建設用、建築用の用途にも関わらず、アルミニウム、同合金プレス製品という標記だけで、この分類であると判断する事業者もいることから、例示で建設用、建築用は対象外であることを明記したい。	第4回	経済産業省	説明文を「主としてアルミニウム、アルミニウム合金の打抜きによって、瓶の口金、調理用器具(フライパン、なべ、お玉等)・家庭用器具・医療用器具の製造、打抜き又はプレス加工された自動車車体あるいは機械の部分品などを製造する事業所をいう。主として他から支給されてアルミニウム・同合金の打抜き及びプレス作業を行う事業所も本分類に含まれる。ただし、建設用及び建築用の金属製品は本分類に含まれない。」と下線部の追加及び、×例示に「建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)[2442];建築用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く)[2445]」を追加。	【明確化するため説明文・例示を追加】 要望内容は妥当なことから、明確化するため説明文・例示を追加。
146	経済産業省	E製造業	2452	説明文	金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く)の説明文を「主としてアルミニウム、アルミニウム合金の打抜きによって、瓶の口金、調理用器具(フライパン、なべ、お玉等)・家庭用器具・医療用器具の製造、打抜き又はプレス加工された自動車車体の部分品あるいは機械の部分品などを製造する事業所をいう。ただし、建設用及び建築用の金属製品は本分類に含まれない。」に修正。例示に「×2442 建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)」・「×2445 建築用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く)」を追記。	「調理用・家庭用・医療用器具の製造」は、それぞれの器具の製造を指していると推察するが、正確な内容にするために、「調理用器具(フライパン、なべ、お玉等)・家庭用器具・医療用器具」と明文化したい。また、建設用、建築用の用途にも関わらず、金属プレス製品という標記だけで、この分類であると判断する事業者もいることから、例示で建設用、建築用は対象外であることを明記したい。	第4回	経済産業省	説明文を「金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く)主としてアルミニウム、アルミニウム合金以外の金属の打抜きによって瓶の口金、調理用器具(フライパン、なべ、お玉等)・家庭用器具・医療用器具の製造、打抜き又はプレス加工された自動車車体あるいは機械の部分品などを製造する事業所をいう。ただし、建設用及び建築用の金属製品は本分類に含まれない。」と下線部の追加及び、×例示に「建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)[2442];建築用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く)[2445]」を追加。	【明確化するため説明文・例示を追加】 要望内容は妥当なことから、明確化するため説明文・例示を追加。

No	提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
147	経済産業省	E 製造業	2479	説明文	細分類の説明「主として他から受け入れた線(鉄, 非鉄)から、又はその線を引いて、金網, 蛇かご, ワイヤロープ, 有刺鉄線, 溶接棒などを製造する事業所をいう。」のうち、「溶接棒」を「溶接材料」に変更していただきたい。事例のうち、「溶接棒製造業」を「溶接材料製造業」に変更していただきたい。	溶接棒は、溶接材料の一品種に過ぎず、かつ、溶接材料の中で最も生産量のシェアが少なく、減少傾向にある品種であり、総称である溶接材料を使用すべきである。2020年度溶接材料生産量196,307トン、うち、溶接棒生産量22,785トン(11.6%)である。	第4回	経済産業省	説明文の「溶接棒」を「溶接材料」に、例示の「溶接棒製造業」を「溶接材料製造業」に修正。	【明確化するため説明文・例示を修正】 要望内容は妥当なことから、明確化するため説明文・例示を追加。
148	経済産業省	E 製造業	2692	説明文	非金属用金型・同部分品・附属品製造業の例示に「×コンクリート用の型枠製造業(2446)」旨を追記。	「主として非金属製品の塑性加工に使用される金属製の型」とされており、コンクリートは塑性加工されないため対象外であるが、「非金属用金型」という分類名だけで判断して、2692であると勘違いしている事業者がいるため、コンクリート用の型枠製造業を明文化したい。	第4回	経済産業省	非金属用金型・同部分品・附属品製造業の×例示に「コンクリート用の型枠製造業(2446)」を追加。	【明確化するため説明文・例示を修正】 要望内容は妥当なことから、明確化するため説明文・例示を追加。
149	経済産業省	E 製造業	2534 2929	移項	現在、2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用, 船舶用を含む)に含まれている、「電気窯炉類」について、本分類から分離し、燃料用の工業炉を分類している「2534工業窯炉製造業」に統合していただきたい。	現在、工業炉は燃料用のもの(2534)と、電熱用のもの(2929)で分離して項目立てされている。これについて、同じ工業炉であるにもかかわらず、燃料用と電気用で分離する必要はなく、かつ、2929は工業炉のみでなく、様々な製品が含まれる箇所に分類されている。これは2929は「その他の産業用電気機械器具」という整理で「電熱装置」の類型で整理されていると推測されるが、他方、温水ボイラ等の電熱装置は「2433温風・温水暖房装置製造業」に整理されており、現状においても、電熱装置が一括りにされている状況はなく、それぞれの用途等に応じて分類されていると解される。このため、「電気窯炉」についても、工業炉という類型で、2929から分離し、2534に統合していただきたい。	第4回	経済産業省	案①「電気窯炉類」を本分類から分割し、「2534工業窯炉製造業」へ 案②「電気窯炉類」を本分類から特掲・細分類に格上げ	同じ工業炉を熱源別で分離する必要はなく、「その他の産業用電気機械器具製造業(車両用, 船舶用を含む)」とバスケット項目に分類されている「電気溶炉類」を分割し「2534工業窯炉製造業」に統合する要望がある。一方、調査の継続性の観点から中分類間の移動に慎重な意見もあったことから、案①と案②を提案させていただき、ご議論いただきたいと考えています。なお、案②の細分類への格上げについては、量的基準を満たしていると考えます。